

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係  
政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係  
政令等の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第二百八十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の政令で定める日） 第四条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「法」という。）附則 第四条の政令で定める日は、令和七年三月三十一日とする。</p>	<p>（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の政令で定める日） 第四条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「法」という。）附則 第四条の政令で定める日は、平成三十五年三月三十一日とする。</p>